

令和5年4月1日

### 尾道市建設工事請負契約約款の改正について

「公共工事標準請負契約約款」が改正されたことに伴い、尾道市建設工事請負契約約款においても下記のとおり改正を行いましたので、お知らせします。

- 工事目的物等の引渡し前に、不可抗力により工事目的物等に損害が生じたときは、発注者が損害合計額のうち請負代金額の百分の一を超える額を負担することとされているところ、災害復旧又は災害応急対策に関する工事における損害については、発注者が損害合計額を負担することとしました。（第29条関係）